

愛知県公立大学法人懲戒規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県公立大学法人（以下「法人」という。）に勤務する教職員、非常勤講師、契約職員、外国人教員、特任教授、特任教員、任期付教員等（以下「教職員等」という。）に対する懲戒処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒処分の原則)

第2条 教職員等は、法人が定める懲戒手続きを経ずに懲戒処分を受けることはない。

2 懲戒処分は同一の非違行為に対して重ねて行うことはできない。ただし、懲戒事由に該当する非違行為の存在は認定された事案であって、処分後、同処分が相当性を欠くという理由で無効となった場合等に、乱れた秩序の回復に必要であり、かつ、相当性を確保できる範囲での懲戒処分に改めることは妨げない。

3 懲戒処分は、懲戒事由に違反した程度が同じ場合、懲戒の種類及び処分の程度が異なってはならない。

(懲戒処分量定)

第3条 懲戒処分量定は、代表的な非違行為に対する量定を定めた別紙「愛知県公立大学法人標準例（懲戒処分量定基準）」（以下、「標準例」とする）を参照して行うものとする。

2 処分量定に当たっては、以下の状況を考慮して、必要に応じて標準例の内容を加重、軽減する。

- ・反省の態度
- ・動機の悪質性
- ・故意又は過失の状況
- ・職責の軽重
- ・他の教職員等、学生、法人に与える影響、その他社会的影響等の結果の重大性
- ・過去に犯した非違行為の状況
- ・過去に受けた教育指導の状況
- ・日頃の勤務態度
- ・発覚する前に自主的に申し出たかどうか
- ・上記以外に非違行為を行うに至った経緯その他の情状

3 標準例に掲げられていない非違行為については、標準例の内容及び前項の加重・軽減において考慮する状況を参考としつつ量定する。

(懲戒の審査)

第4条 懲戒の審査は、教員にあっては愛知県公立大学法人教員等人事手続規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第15号）に定める手続に従い、愛知県立大学もしくは愛知県立芸術大学の人事委員会において行う。また、職員にあっては愛知県公立大学法人職員処分審査会要綱（平成19年愛知県公立大学法人要綱第6号）により設置された愛知県公立大学法人処分審査会において行う。

(始末書の提出期限)

第5条 懲戒処分により始末書を提出する場合は、非違行為に対する反省と再発防止を書面で誓約し、示達日（辞令交付日）の翌日から起算して14日以内に、教員にあっては学長、職員にあっては事務局長に提出しなければならない。

(減給の実施時期)

第6条 懲戒処分等で減給を行う場合は、示達日後の最初の給与支給日（給与計算が間に合わない場合はその次の給与支給日）に支給される給与から減給額を差し引くこととする。

(停職の期間)

第7条 懲戒処分で停職を行う場合は、示達日の翌日以降の労働日をもって期間計算をする。

(公表の目的)

第8条 懲戒処分の公表目的は、公表を通じて組織の秩序回復を図るとともに、法人・大学運営の透明性を確保し、再発防止に向けた教職員等の自覚を促すことを目的とする。

(公表の対象)

第9条 懲戒処分の公表対象は、原則として懲戒解雇、諭旨解雇又は停職に係る処分とする。

(公表の内容)

第10条 懲戒処分の公表内容は、事案概要、処分量定、処分年月日、所属等の被処分者の属性とし、個人が識別されないことを基本として公表する。

2 懲戒解雇を行った場合は、被処分者の個人名を公表する。懲戒解雇以外の事案であっても、社会的影響、被処分者の職責等を勘案して、個人名を公表することがある。また、被処分者の氏名が既に捜査機関により発表されている場合は、個人名を公表する。

(公表の例外)

第11条 被害者等の関係者のプライバシーを侵害するおそれがある等の法人が公表を不相当と認める場合は、前項にかかわらず公表内容の一部又は全部を公表しないことがある。

(公表の時期及び方法)

第12条 公表は、懲戒処分を行った後、速やかに実施する。公表の方法は、原則として法人内の教職員等のみが閲覧可能な方法で一年を超えない期間行うものとし、特に必要な場合は、外部に公表するために大学教職員等の場合は所属大学のホームページに、法人職員の場合は当法人のホームページに掲示する。また、必要に応じて記者クラブへの資料配付、記者会見を行うこととする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、教職員等の懲戒に必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

愛知県公立大学法人標準例（懲戒処分量定基準）

事由		懲戒解雇	諭旨解雇	停職	減給	戒告
I 業務上非違行為						
1 一般服務関係						
(1) 欠勤						
ア	正当な理由なしに無断欠勤をし、10日以内の間、勤務を欠いた				●	●
イ	正当な理由なしに無断欠勤をし、11日以上20日以内の間、勤務を欠いた			●	●	
ウ	正当な理由なしに無断欠勤をし、21日以上、勤務を欠いた	●	●	●		
(2) 遅刻・早退						
	正当な理由なしに遅刻又は早退をした					●
(3) 休暇等の虚偽申請						
ア	療養休暇、特別休暇その他承認を要する休暇について虚偽の申請をした			●	●	●
イ	休暇の虚偽申請を繰り返した	●	●	●		
(4) 勤務態度不良						
ア	勤務時間中に職場を離脱して職務を怠る又は職務遂行に当たって上司の正当な命令に従わない等により業務運営に支障を生じさせた				●	●
イ	アを繰り返した	●	●	●		
(5) 職場内秩序を乱す行為						
ア	他の教職員等に対する暴行により職場の秩序を乱した	●	●	●	●	

	イ	他の教職員等に対する暴言により職場の秩序を乱した				●	●
	ウ	イを繰り返した	●	●	●		
(6)		虚偽報告					
		虚偽の報告を行った				●	●
(7)		重大な経歴詐称					
		採用にあたり重要な経歴を偽った	●	●			
(8)		秘密漏えい					
	ア	職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、業務運営に重大な支障を生じさせた	●	●	●		
	イ	アにおいて、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした	●	●			
	ウ	必要な情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいした			●	●	●
(9)		個人の秘密情報の目的外収集					
		その職権を濫用して、専らその職務外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した				●	●
(10)		個人情報の盗難、紛失又は流出					
		過失により個人情報を盗まれ、紛失し、又は流出させた				●	●
(11)		敷地又は施設内の遵守事項違反					
		法人の敷地・施設内において、就業規則第 39 条に定める遵守事項を守らなかった				●	●
(12)		兼業・兼職手続きの懈怠					

	愛知県公立大学法人教職員兼業規程第2条の兼業・兼職を同規程第4条の兼業・兼職手続きを経ずに行った				●	●
(13)	アカデミックハラスメント、パワーハラスメント及び妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント					
	ア 愛知県公立大学法人ハラスメントの防止等に関する規程第2条3号ないし5号に定めるハラスメントを行った			●	●	●
	イ アを繰り返した	●	●	●		
	ウ 強度の心的ストレスを蓄積させ精神疾患にり患させた	●	●	●		
(14)	セクシュアルハラスメント					
	ア 愛知県公立大学法人ハラスメントの防止等に関する規程第2条2号に定めるハラスメントを行った			●	●	●
	イ アを繰り返した	●	●	●	●	
	ウ アにおいて、不同意性交等罪、不同意わいせつ罪、性的姿態等撮影罪等（盗撮行為）又は痴漢に当たる行為をした	●	●	●		
(15)	カスタマーハラスメント					
	愛知県公立大学法人ハラスメントの防止等に関する規程第2条6号に定めるハラスメントを行った					
	ア 暴行	●	●	●	●	
	イ 暴言				●	●
	ウ 不当な要求				●	●
(16)	収賄					

	職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をした	●				
(17)	入札談合等に関する行為					
	入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律第2条第5項に規定する「入札談合等関与行為」を行った	●	●	●		
(18)	内部通報					
ア	非違行為の事実を内部機関に通報した教職員等を詮索し、又はこれに不利益を及ぼし、若しくは及ぼそうとした			●	●	
イ	事実を捏造して非違行為を内部機関に通報した			●	●	●
(19)	行政文書の不適正な取扱い					
ア	行政文書を偽造ないしは変造し、若しくは虚偽の行政文書を作成し、又は行政文書を毀棄させた	●	●	●		
イ	決裁文書を偽造ないしは変造し、若しくは虚偽の決裁文書を作成し、又は決裁文書を毀棄させた	●	●	●		
ウ	行政文書を紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、業務運営に重大な支障を生じさせた			●	●	●
(20)	公印偽造・不正使用					
	公印を偽造又は不正に使用した			●	●	●
(21)	法令等違反・不適正な事務処理等					
	職務の遂行に関して法令等に違反するなど、不適正な事務処理や対応等を行うことにより、業務運営に支障を生じさせた				●	●

2 法人の財産等取扱い関係					
(1) 横領					
法人の財産を横領した	●	●			
(2) 窃盗					
法人の財産を窃取した	●	●			
(3) 詐取					
人を欺いて法人の財産を交付させた	●	●			
(4) 紛失					
法人の財産を紛失した					●
(5) 盗難					
法人の財産を盗難により亡失した					●
(6) 法人の財産の損壊					
法人の財産を損壊した			●	●	●
(7) 失火					
過失により出火を引き起こした					●
(8) 諸給与の違法支払・不適正受給					
故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した、若しくは故意に届出を怠り又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した			●	●	●
(9) 法人の財産の不適正処理					
自己保管中の法人の財産について不適正な処理をした			●	●	●
(10) コンピュータの不適正使用					
職場のコンピュータを業務外で使用し、業務の運営に支障を生じさせた			●	●	●
3 研究関係					

(1)	研究活動の不正行為・研究費の不正使用					
	愛知県公立大学法人研究倫理綱領を遵守せず、研究活動上の不正行為、若しくは、研究費の不正使用を行った	●	●	●	●	
4 倫理違反関係						
(1)	愛知県公立大学法人教職員倫理規程（以下、「倫理規程」という）で定められた「贈与等報告書」を提出しなかった					●
(2)	虚偽の内容を記載した「贈与等報告書」を提出した				●	●
(3)	利害関係者から職務の適正を疑われる程度の供応、経済的利益、役務提供等を自ら受け又は第三者に受けさせた	●	●	●	●	
(4)	利害関係者から(3)に満たない供応、経済的利益、役務提供等を自ら受け又は第三者に受けさせた			●	●	●
(5)	(3)、(4)の供応、経済的利益、役務提供等と知りながら、その配分を受けた			●	●	●
(6)	その他倫理規程に違反した				●	●
(7)	(3)～(6)の違反に関し、これを黙認、隠蔽等してその発見、是正を妨げた			●	●	●
II 業務外非行						
(1)	放火					
	放火をした	●				
(2)	殺人					
	人を殺した	●				
(3)	傷害					
	人の身体を傷害した	●	●	●	●	

(4) 暴行・けんか						
	暴行を加え、又はけんかをした教職員等 が人を傷害するに至らなかったとき			●	●	●
(5) 脅迫						
	人を脅迫した			●	●	
(6) 強要						
	人を強要した	●	●	●	●	
(7) 器物損壊						
	故意に他人の物を損壊した			●	●	●
(8) 横領						
ア	自己の占有する他人の物を横領した	●	●	●		
イ	遺失物、漂流物その他占有を離れた 他人の物を横領した				●	●
(9) 窃盗・強盗						
ア	他人の財物を窃取した	●	●	●		
イ	暴行又は脅迫を用いて他人の財物を 強取した	●				
(10) 詐欺・恐喝						
	人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐 喝して財物を交付させた	●	●	●		
(11) 賭博						
ア	賭博をした				●	●
イ	常習として賭博をした	●	●	●		
(12) 麻薬等の所持等						
	麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラ ッグ等の所持、使用又は譲渡等をした	●				
(13) 酩酊による粗野な言動等						

	酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような粗野又は乱暴な言動をした				●	●
(14)	性犯罪					
	ア 不同意性交等罪又は不同意わいせつ罪に当たる行為をした	●	●	●		
	イ 公共の場所等において性的姿態等撮影罪等（盗撮行為）又は痴漢に当たる行為をした	●	●	●	●	
(15)	淫行					
	18歳未満の者に対して、みだらな性行為又は性交類似行為を行った	●	●	●		
(16)	ストーカー行為					
	つきまとい等のストーカー行為をした	●	●	●	●	
(17)	住居侵入					
	住居侵入をした			●	●	
(18)	公文書又は私文書偽造					
	公文書又は私文書を偽造した	●	●	●		
Ⅲ 飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係						
(1)	飲酒運転					
	ア 酒酔い運転をした	●	●	●		
	イ アの場合において、交通事故を起こした	●	●			
	ウ 酒気帯び運転をした	●	●	●	●	
	エ ウの場合において、交通事故を起こした	●	●			

	オ	飲酒運転をした教職員等に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をすすめた教職員等又は教職員等の飲酒を知らずながら当該教職員等が運転する車両に同乗した	●	●	●	●	
(2) 飲酒運転以外での交通事故で人身事故を伴うもの							
	ア	人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた	●	●	●	●	
	イ	アの場合において、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした	●	●	●		
	ウ	人に傷害を負わせた				●	●
	エ	ウの場合において、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした			●	●	
(3) 上記(2)に準ずる交通法規違反							
	ア	著しい速度超過(制限速度 50 km以上超過)、無免許運転、共同危険行為等の悪質な交通法規違反をした	●	●	●	●	
	イ	アの場合において、物の損壊に係る交通事故を起こして、事故後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした	●	●	●		
IV 監督責任関係							
(1) 指導監督不適正							
		部下の教職員等が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた				●	●
(2) 非行の隠ぺい、黙認							

	部下の教職員等の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した			●	●	
--	---	--	--	---	---	--